

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（2回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
1	募集要項	事業用地の貸付に関する事項	7	第2	(5)	イ			「任意事業の実施にあたり、貴市の承諾を前提に事業者が第三者へ本事業用地を転貸借することは認められますでしょうか。」という質問に対して、「本事業用地を転貸借することを認めません」と回答いただいています。 これは、事業者以外の第三者（構成員含む）が本事業用地内で任意事業を行うことが不可であるとの理解でよろしいでしょうか。 例えば、研究機関等への研究協力のために施設、用地を貸出すことも認められないのでしょうか。もし認められるのであれば、手続きについてご教示ください。	単純な用地貸しとしては、目的外利用となるため補助金返還等を伴うこととなることから認めることはできません。なお、実証フィールド（下水道やインフラに関連する）のような利用で貸出を行う際には、特に問題ありません。なお、貸出により処理機能等の低下などが発生しないようにお願いします。手続きに関しては、貸し出す目的、会社名、期間、費用、その効果に関する市説明会の有無等を任意の様式で提出していただけるようにお願いしたいと考えます。
2	募集要項	改築費 上限の意味合いの確認	11	第2	(8)	ア	①	(9)	事業費を100とした場合、通常の改築の場合、国庫補助55%、市35%、民間10%が改築時の割合です。民間事業者へ10%を請求しない場合は、国庫補助55% 市45%の負担となります。 附帯事業の投資に関しては経済合理性が認められれば、100%市が負担と見受けられます。その場合、市にとっての資金調達源は、国庫補助55%/市が発行する下水道事業債45%という想定でよろしいでしょうか。 当グループが附帯事業投資およびその早期化をお願いする際に必要な情報（特に金利の総額）となりますのでご教示のほどお願いいたします。	附帯事業については、市が発注することを前提に全額市が負担するとしていますが、市が発注する場合、基本的に仕様発注で入札することになりますが、附帯事業の提案内容の特殊性から、事業者に委ねるべき内容があります。このため、市が工事発注する場合は、全額市が負担しますが、SPCに工事発注をお願いする場合は通常の改築事業同様、事業者に10%の負担をお願いします。 附帯事業については、基本的には事業者に依頼するものとして提案してください。ただし、改築費上限額の対象外とします。
3	募集要項	改築に関する留意事項	14	第2	(11)	ア			第1回競争的対話の議事録No.7において、提案審査書類を提出した時点からR8年4月に締結する年度実施協定の締結までに著しい物価変動があった場合に、実施契約書（案）約款第28条第1項の規定を準用し、運営権者は市に報告することについてご確認いただきましたが、その場合には当該物価変動を踏まえた対応（要求水準の緩和、業務範囲の見直し、上限額に見直し）について、協議いただける理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、当該物価変動を踏まえた対応（要求水準の緩和、業務範囲の見直し、上限額の見直し）について協議します。
4	募集要項	改築費 上限の意味合いの確認	14	第2	(11)	ア			附帯事業の投資に関しては経済合理性が認められれば、投資額の上限なく投資可能と見受けられるのですが、他に制約条件があればご教示ください（国庫補助や下水道事業債の発行上限等）。	現時点で附帯事業の上限額の明示はできません。 あくまでイメージですが、市全体（4処理区全体）の建設改良費として単年度で30～40億円と考えています。附帯事業に割けるとしたらそのうちの1割程度と想定しますが約束できるものではありません。また毎年許容できるものではないですし、例えば、単年度で10億円超を積むことも現実的ではありません。事業者はなるべく予算を平準化した提案をしてください。
5	公共施設等運営権実施契約書（案）	責任の分担	2	第1	第6条	第1項			「既存調査（資料D-14）以外でアスベストの含有が確認された場合は、別段の規定に当てはまるか、ご教示お願いします。」との質問に対して、「別段の規定に定めてはおりませんが、開示資料で確認できないものについては、市が必要な処置を講ずる等、協議とします。」と回答いただいています。 本件について、改築工事を実施する中でアスベスト調査を実施し、対策が必要になった場合には、対応について貴市と協議のうえで当該対策費は改築費の上限額の範囲外で処理されるという理解でよいでしょうか。	アスベストの調査資料を開示していない施設のアスベスト対策に要する費用は改築上限額の範囲外とし、その工事の実施者については、市及び事業者と協議の上決定します。 アスベスト調査：市 アスベスト対策工事：市 （実施者は市ありきではない。負担者は市）
6	公共施設等運営権実施契約書（案）の質問に関する回答（R6.12.16公表分）	新技術の導入							新技術導入に関し 「当初提案時に有償のものがある場合、提案書提出時点で協議してください。 金額がわからないものは、その旨を明示してください。 （金額がわからないと採用の可否が判断できないため）」と回答頂きました。これに関し、当初提案時に判明している新技術は提案書提出時点で協議しますが、その時点ではまだ判明しておらず事業開始後に導入が判明した新技術については、その判明した時点で明示・協議させていただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	第三者への委託	6	第5	第13条	第1項、第2項			第三者への委託、また業務を受託した者が再委託を行う場合には、「事前に市に対して通知」することが求められています。 初版では事前承認を求めているものを「通知」に緩和いただけたことは非常に有意義であると考えられるものの、一方で業務内容に拠らず、全ての契約に対して事前通知を求めることも煩雑ではないかと考えられます。通知を必要とする理由をご教示いただけませんか。 もし通知理由が「反社チェック」等を目的としたものであれば、例えば十分なチェック機能をSPCもしくは委託先企業が設けていることを明示できれば、事後報告も可としていただけないでしょうか。	運営権事業であり最終的な責任は本市であることと認識しております。このため、当面の間は事前に通知していただくことで確認作業を行いたいと考えております。長期間となるため、本事業を進める中で省略できるものは変更していく予定です。現時点では全てを通知していただくことでお願いしたいと思えます。

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（2回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
8	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	改築計画の作成	10	第7	第24条	第1項			R8年度の実施設計は現在作成中とのことであり、交付金申請は当該設計内容に基づき行われるものと思料します。 公共施設等運営権実施契約書（案）約款Aに関する質問の回答No.48にて、「事業者はこの実施設計に従う必要はなく、実施の有無を含め内容や施工時期の見直し等は事業者の提案によります。」と回答いただいておりますが、令和8年度に工事を発注する場合には、事前に設計を実施し設計図書を提出する必要があること、当該設計内容に基づき交付金予算が確保されること、ストックマネジメント計画に基づいた内容であること等が求められると想定されます。 仮に貴市の計画（現在設計中の内容）と異なる提案を行った場合には、上記についてどのような進め方で実施することになりますでしょうか。	令和8年度に工事を実施する場合、基本契約締結後、直ちに5年間の改築計画案を提示していただき、市にてストックマネジメント計画の変更を令和7年度中に実施します。事業者により令和8年度上期に実施設計を行い、下期に工事実施となります。
9	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	市の責めに帰すべき事由・物価変動による増額変更について	12	第7	第28条	第3項			附帯事業、その他提案での提案事業費についても、市の責めに帰すべき事由・物価変動による増額変更は改築と同様の扱いになると考えてよろしいでしょうか。	原則は当初金額の範囲内で行うことを前提に、附帯事業については物価変動による増額変更も検討可能です。 また、その他提案についても、物価変動による増額変更は検討可能です。 なお、附帯事業及びその他提案は事業者の提案によって行うものですので、事柄の性質上、市の責めに帰すべき事由によって費用が増加するケースは少ないと考えております。
10	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	臨時補正	17	第8	第42条	第3項			実施契約書（案）約款Aに関する質問の回答No.117において、「臨時補正の対象ではありません。想定をしない事象であることから、運営権者がその内容等を市に提出することで協議することが可能と考えております。」のご回答を頂いておりますが、この協議とは臨時補正のための協議と理解してもよろしいでしょうか。	この協議は、改築方法の対応案についての協議、という趣旨です。
11	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	瑕疵担保	39	別紙3	第10条				数量不足については、「数量の確認は契約前に双方立ち会いのうえ実施します」とご回答頂き貴市のご回答を理解致しましたが、数量不足以外の隠れたる瑕疵等の場合は如何でしょうか。 貸付物件に隠れたる瑕疵等があった場合、損害賠償請求するつもりはありませんが、貸付物件の価値に照らした賃料相当額の価値がないので、代金の減額は認めていただきたく存じます。かかる場合、貴市は不当利得を得るものと考えます。この点についてご見解を頂けないでしょうか。	隠れた瑕疵により賃貸相当額の価値がなかった場合、代金の減額を認めます。なお、そのような齟齬がないよう十分な確認を行うことを前提に考えております。
12	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	使用料等の未納が発生した場合の対応	50	別紙7					使用料等の未納があった場合、督促等は利用料金収受代行業務委託契約に基づき、市側の業務となると理解しておりますが、未納額の負担は利用料金設定割合に応じて、市と運営権者がそれぞれ負担するという理解で良いでしょうか。 また、過去に使用料の未納が生じている場合、未納の状況等がわかる資料を開示下さい。	前段はご理解の通りです（使用料等のうち、使用料は市の負担、利用料金は運営権者の負担となる）。 料金未納状況に関しては、東部処理区を含めた市全体の不納欠損（5年回収できなかった）の状況を開示します。
13	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	臨時補正	56	別紙9	(1)				物価変動による臨時補正について、「人件費」についても対象項目に追加いただきたくことをご検討いただけませんか。 昨今、賃上げ気運が高まっていることは周知の事実です。山口県下の社会構造をふまえると将来的には少子高齢化が進むため、さらに人件費が高騰していくと思われます。その影響で電工単価は、臨時改定の発動条件である「年間4%」を上回る高騰が連続して発生することが容易に予想されます。そのため5年毎の定期改定のみでは、SPCは人件費の物価高騰を吸収できない懸念があります。人件費は費用の中で大きなウエイトを占めるためその影響は甚大です。 第1回競争的対話において「物価変動に係る事業者からの協議の申し入れには応じます。」とご回答はいただいたものの、協議ではなく、人件費についても動力費等と同様に「算定式により利用料金の臨時補正を行う」建付けに変更いただきたく、改めてご依頼申し上げるものです。 また包括委託についても同様に、人件費の物価高騰については5年に1回の改定ではなく、「一定以上の変動があった場合に臨時改定を行う」建付けに変更いただきたくご検討をお願いします。【補足資料③】	人件費の臨時補正については、競争的対話の事業者からの意見をふまえて検討し、改めて応募者に通知を行います。 また、臨時補正の対象額について、約款Aの別紙9の記載に一部誤記を確認しました。物価変動比率が改定前と比較して4%以上の変動（増減）が生じた場合の臨時補正額の考え方について、以下の通り修正し、後日開示する予定です。 原文：増減分全てが臨時補正の対象 改定：4%を超過した部分が臨時補正の対象（4%未満は事業者の負担）
14	公共施設等運営権実施契約書（案）約款B	市の解除権及び違約金	7	第27条	第2項				第27条第4項に基づき、本約款部分の一部のみが解除された場合の違約金は、当該解除対象となった業務に対応するサービス対価の残存事業期間の総額の10分の1となることをご確認ください。	ご理解の通りです。 なお、サービス対価は5年で見直しとなりますので、当該期間を前提に残存期間を考えることになります。例えば約款Bの契約期間である5年のうち、3年経過した時点で解除された場合には違約金は残り2年の残存事業期間のサービス対価相当額の10分の1となります。

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（2回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号						確認内容	回答
15	要求水準書（案）	放流水質に関する基準について	14	第4	2	(2)			表6	2024年9月5日開示された「西部処理区運営事業 要求水準書（案）に関する質問書」回答№111では要求水準書表6の値について「一日たりと超えてはならない基準です」と回答されています。2024年12月20日に改定された要求水準書（案）において表6が変更され①要求水準や目標水準、②法令、計画上の制約をお示しいただきました。以上を踏まえ以下2項目について確認させていただきます。 ①前出の回答は今回の改定を経ても変更はございませんか。また、お示しいただいた数値についてはすべて測定値ではなく分析値（pHは卓上pH計の使用を想定）との理解でよろしいでしょうか。さらに、順守すべき値は日平均値であるか都度分析値であるかについてもご教示願います。 併せて、実施契約書（案）約款Aの第45条（流入水量又は流入水質の変動）は要求水準書（案）の表4と表5が基準となると理解しておりますが、本条の発動にかかわらず要求水準の逸脱が表4と表5の基準を満たさないことにより発生したことが合理的に判断される際のお考えをお聞かせ願います。なお、約款Aの45条（2）の「概ね1か月間にわたり継続的に」について当方としては長期間であると感じているため、このような建付けとした理由についてご教示いただきたく存じます。 ②法令、計画上の制約について第1回目の対話で確認できなかったため今回の対話で確認させてください。総量規制等があるようでしたらご教示願います。表6の値の上寄せ下寄せが法令、計画上制約とリンクしているかについても確認させてください。	①について、遵守すべき値は、基本的には1日あたり1回の採水により判断しますが、1日数回の採水を行うこともありえます。日平均値とするか都度分析値とするかは別途協議します。要求水準を逸脱した場合は、当該事象を具体的に確認し、実施契約書（案）約款Aの第45条を適用するか検討します。一時的な水質の変化に過ぎない場合は、許容可能であり、同条は適用されません。 「概ね1か月間にわたり継続的に」は、目安として1か月の期間を設定していますが、連続（毎日続く）1か月という意味ではありません。 ②に関してはCOD、TNTPが総量規制の対象であり、目標水質を満たしていれば問題がないと捉えています。 表6の値の上寄せ下寄せは、法令及び計画上制約とリンクしています。
16	要求水準書（案）	改築費用に関する基本的事項	24	第5	2					要求水準書に関する質問の回答No.52にて、「前払いは契約額100万円以上が対象で工事の場合は4割、委託の場合は3割（10万円未満切捨て）、部分払いは契約額？当該年度額？1000万円以上が対象で出来高金額の9割が上限です。」と回答いただいています。 部分払いの対象について、契約額、当該年度額のどちらが対象となりますでしょうか。	部分払いの対象は、1件当たりの契約額が1000万円以上の工事に対し、出来高金額の9割が上限です。ただし、前払いをしていた場合は、当該年度額から前払い金額を差し引いた金額を対象とします。 また、工事期間が複数年にわたる場合には、単年度の出来高が1000万円以上の年度が部分払いの対象です。 なお、出来高の実績額が年度実施協定の当年度出来高予定額を下回る場合においても、実績額が1000万円以上の場合には部分払いの対象とします。
17	要求水準書（案）	改築費用に関する基本的事項	24	第5	2					要求水準書(案)に関する質問回答No.52において、「前払いは契約額100万円以上が対象で工事の場合は4割、委託の場合は3割（10万円未満切捨て）、部分払いは契約額？当該年度額？1000万円以上が対象で出来高金額の9割が上限です」とご回答頂きましたが、次の通りの理解でよろしいでしょうか。 前払金請求の対象は契約額100万円以上の工事・委託契約であり、それぞれの前払金請求上限額は、工事の場合は契約額の4割、委託の場合は契約額の3割（10万円未満切捨て）である。 部分払対象は契約額もしくは当該年度支払限度額が1000万円以上の工事・委託契約であり、当該年度出来高金額の9割が部分払請求上限額である。	前払金請求についてはご理解の通りです。 部分払については、契約額が1000万円以上の工事が対象で、出来高金額の9割が上限となります。ただし、前払支払を受けた場合は当該年度額から前払金を差し引いた金額となります。 また、継続事業の場合はその事業年度の出来高予定額が1000万円以上の場合に対象となります。
18	要求水準書（案）	施設の健全度診断結果	25	第5	4	(2)	②			要求水準書（案）の質問に関する回答（R6.12.16公表）のNo.18において、「運営権設定対象資産の健全度把握（状態監視保全資産）のための取組における健全度調査の対象単位は設備単位」と回答されております。 施設改築計画に係る提案の健全度診断対象資産も状態監視保全でよいとの理解（時間計画保全や事後保全は含まない）でよろしいでしょうか。また、対象単位も設備単位でよいとの理解（部品単位等は含まない）でよろしいでしょうか。	施設改築計画に係る健全度診断対象資産は全てです。 宇部市ストックマネジメント計画ルールにそった健全度を算出してください。また、時間計画保全も対象です。部品交換を行う設備は部品単位で健全度算出してください。
19	要求水準書（案）	積算	26	第5	5	(1)	イ			「設計が不要なものもあるという理解でよろしいでしょうか。」との質問に対して、「交付金対象事業以外で契約額20万円未満（税込）のもの等が想定されます。」と回答いただいています。 改築に関しては、交付金対象事業を原則としていることや一般的な支弁基準を鑑みても契約額20万円未満の工事を改築工事として取り扱うこと自体が現実的ではないと考えられますがいかがでしょうか。そのような前提であれば、改築工事に関しては、基本的に全て設計が必要という理解でよろしいでしょうか。 例えば水位計本体単品の単純更新を実施する場合には検討書や計算書の作成は困難と考えられます。そのような場合には、貴市と協議のうえ設計図書の内容（構成）を変更することも可能でしょうか。	現況能力変更が不要なものの更新等であれば機器の仕様を明確にする程度で詳細設計は不要と考えます。但し現有能力の確認を要すものは詳細設計が必要です。

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（2回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
20	要求水準書（案）	その他業の業務に関する要求水準	30	第6		(1)			「市が策定を想定している下水道法事業計画及びストックマネジメント計画等の策定に資する情報の提供及び協力をおこなうこと」とありますが、協力資産は「状態監視保全」が対象でよいとの理解（時間計画保全や事後保全は含まない）でよろしいでしょうか。	状態監視保全、時間計画保全、事後保全の全てが必要です。
21	要求水準書（案）	包括的民間委託の履行期間	33	第9	1	(2)			「履行期間は、令和8年4月1日から令和38年3月31日までの30年間とし、5年毎に契約内容の見直し、更新を予定する。」とあります。ここでの契約内容の見直しとは、どこまでの見直しが図られる想定でしょうか。 質問の意図は、業務内容等が変更され、提案内容の履行が困難になった場合には当該不履行に対する責は免除されるのか、また費用発生を伴う契約内容の変更があった場合には30年間の上限額が変更されるのか等を伺いたい次第です。	業務内容の変更も含め契約内容を見直します。ただし大きく内容を見直すことは想定していません。仮に変更した内容に契約不履行に当たる内容があった場合、これは契約不履行に対する責は免除となります。また、費用については上限額の見直し対象と考えておりますが、別途協議させていただきたいと考えています。
23	要求水準書（案）	小串ポンプ場の対策について	36	第9	2	(4)			梅雨初期における小串ポンプ場の除塵機やコンベヤの動作不良対策として、毎年、貴市にて渡内川の水草を除去を行っていると認識しています。水草の除去により、小串ポンプ場への水草流入を抑止できている実績がありますので、事業開始後も引き続き水草の除去を貴市にて実施いただきたく存じます。なお、この場合に実施時期について、事業者から要望することは可能でしょうか（4～5月（梅雨前））に対応いただくことを希望いたします）。【補足資料②】 また、水草の除去を継続した場合にも、除塵機やコンベヤの動作不良が継続的に発生することも想定されますので、事業開始後に発生要因を分析し、設備の改築も含め改善方法を検討して参りますので、その際には継続的に対応協議させていただきたく願います。	事業開始後も梅雨前に宇部市が水草の除去を継続して行うことを予定しております。なお、開示資料のとおり除塵機の更新はR7年度に予定していますが、更新範囲は除塵機単体1台であり、コンベヤは含まれておりません。設備の改築については、事業開始後に事業者の意見を伺いながら対策を協議していくことでよいと考えます。
22	要求水準書（案）	包括的民間委託範囲の点検実績の確認	36	第9	3	(1)			保守点検業務における日常点検、定期点検の点検内容や頻度を検討しています。開示資料3.11「点検表」に記載される点検頻度が要求される最低条件と捉えてよろしいでしょうか。 例えば、日常点検では、小串ポンプ場・真締川ポンプ場は1回/週、浜田ポンプ場・厚南ポンプ場は1～2回/月、マンホールポンプは1回/月で実施していることを確認しております。	点検表に記載の点検頻度は過去の実績等を踏まえ宇部市が実施している頻度です。この点検頻度を要求するものではありません。事業開始時におけるベースの頻度と想定して下さい。現状のサービス水準を維持出来る提案であれば、事業開始後に運営権者の創意工夫により変更することも可能と考えます。
24	要求水準書（案）	修繕業務	37	第9	3	(3)	ア		内製による対応について、「部品購入の場合も見積書の提出をお願いします」と回答をいただいています。 部品購入については、市中で現物を購入する場合等（例：ホームセンター等での購入等）、必ずしも事前に見積取得を行わない場合もあり得ると考えられますが、この場合の取り扱いはどうになりますでしょうか。ご教示ください。	20万円/1品以上ものに関しては、見積を徴収するようにお願いします。 それ未満に関しては、購入されたものの納品書及び領収書を事後提出をお願いします。
25	要求水準書（案）	関係法令	44	別紙 2					準拠すべき基準に「山口県土木工事共通仕様書」が規定されており、当該規定に拠らず、共通仕様書を事業者が独自に定めることは是非について、「具体的に想定されているものが不明のため、交付金事業につき、原則準拠して下さい。」と回答いただいています。 質問時に意図していたことは以下のとおりです。 例えば監督員が総括監督員、主任監督員、監督員の3階層で定められていること、電子納品についても規定されていますが、本事業の要求水準書上は特に定めがないこと等について、全て準拠する形になると事業者の自由度が制限されることを懸念します。 上記を含めて基本的には県の土木工事共通仕様書に準拠し、約款（契約書）もこれに基づいたものを使用することが求められるのでしょうか。それとも準拠しつつ、発注者として共通仕様書を定めることが認められるのでしょうか。	現時点では規定を見直せる根拠や実績がないため、工事の適正な品質確保及び安全に実施されるよう、また、会計検査対応のためにも宇部市が準拠している山口県土木工事共通仕様書の準拠を求めます。ただし、事業開始後には、宇部市の実施方法を踏まえた上で、協議により実施方法を見直していくことは妨げません。義務、附帯事業に関しては市の資産となる為、市による検査・確認を実施する事を想定しています。その点を考慮願います。 なお、宇部市では工事の監督員について総括監督員と主任監督員及び監督員は工事毎の専任ではありません。他工事とも兼任しています。
26	様式集及び記載要領	地域貢献	41	その他	様式 16-8				「本事業の建設工事における地元企業への発注予定額」について、提案した額は担保することを求められていますが、事業期間中の改築計画の変更や発注先として想定していた地元企業の経営動向等により、30年間の発注予定額を見通すことは極めて困難であり、提案書に記載した発注予定額は変更せざるを得ない可能性も考えられます。このような点についても貴市の考えをお聞かせください。 また様式16-8では「総事業費のうち地元企業への発注額」を示すことになっています。一方で、優先交渉権者選定基準では地域貢献の項目に「本事業の建設工事における地元企業への発注予定額が明示されているか」とあります。整合をとるために様式16-8を「本事業の建設工事のうち地元企業への発注額」に変更いただくことをご検討いただけませんか。	社会状況や産業構造等の変化、地元企業の経営動向等、やむを得ない状況でない限り履行義務又は努力義務が生じます。提案した額は、KGI（最終目標）として達成できるようにお願いしたいと考えております。但し、事業期間が長期となるため、変更も有り得るとは想定しています。特に事業費に関するペナルティは考えておりません。 なお、地元企業への発注予定額に関しては、建設工事のみではなく、総事業費を対象とさせていただきます。様式集と優先交渉権者選定基準の齟齬については、様式16-8にあわせて優先交渉権者選定基準の記載を修正します。

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（2回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
27	様式集及び記載要領	運転維持管理に係る費用の定義	44	その他	様式16-11				様式16-11の維持（運転に係るユーティリティ）に係る費用の定義を確認させてください。ここでの「運転に係るユーティリティ」は、電力費や薬品費と捉えてよろしいでしょうか。もしくは、修繕費も含む費用を想定されていますでしょうか。	電気代や薬品費が該当します。
28	様式集及び記載要領	その他提案	48	その他	様式16-15				その他提案については、土木・建築工事の事業費算出は事業者提案で、実施については市が行うこととなっています。この場合、事業者が算出する土木・建築工事費についての責任は事業者は負わないという理解でよいでしょうか。本件はあくまでも概算事業費であることや、昨今、土木・建築工事費の高騰が顕著であり、将来、第三者が実施する工事費の費用まで責任を負うことはできないという意図での質問です。	責任は問いませんが、良識ある範疇で提案願います。また、概算金額根拠等を提案書提出時に合わせて提出いただき、市が確認を行いやすいよう提示をお願いしたいと考えます。
29	別添様式	附帯事業及びその他提案の採否による影響について		別添様式1-1a					附帯事業及びその他提案は、応募者が提案した内容が必ずしも採用されるものではないと理解しておりますが、その採否によって運営権者の収支計画が大きく影響を受けることになります。応募者が提出する収支計画【別添様式1-1】は附帯事業もその他提案の改築内容も加味しないで算出すべきでしょうか。競争条件を揃えるため本条件は非常に重要であると考えています。貴市のご想定をご教示ください。	【様式16-3 財務管理】及び【様式16-15 その他提案】で求める別添様式1-1について、その他記載方法や項目の修正と併せて別途開示致します。
30	別添様式	改築の長寿命化や修繕への振り替えについて		別添様式3					様式16-10に係る改築費を提案するにあたり、年度上限額の制約が大きいことから貴市の改築計画にあがっている設備をすべて更新で考えるのではなく、長寿命化や修繕により改築費縮減を考慮することが経済合理的であると考えております。そこで、更新を長寿命化や修繕に振り替えた場合の提案書【別添様式3】での記載方法について貴市のご想定をご教示ください。 (1) 更新を長寿命化に変更した場合 長寿命化は改築の一形態であるため、【別添様式3】には記載されますが、更新に比べると金額規模は大きく縮減されることになります。ここでの懸念は、【別添様式3】の表記上は更新も長寿命化も見分けが付かないことです。【別添様式3】の記載にあたり、長寿命化として扱った設備がどれであることを明示する必要がありますでしょうか。 (2) 更新を修繕に変更した場合 修繕に変更された設備はそもそも【別添様式3】には記載されません。【別添様式3】の作りから判断すると、応募者が【別添様式3】に記載しなかった項目について、貴市が9月11日に公開した改築事業費との比較で、それが更新を修繕に振り替えたからなのか、改築も修繕も行わないためなのか、貴市や選定委員には判別ができない状況が生じます。このことを踏まえ、応募者は更新を修繕に振り返る場合には提案書中に特段の明示をすべきかどうかについて貴市のご想定をご教示ください。修繕項目の数の多さを考えると、様式に項目ごとに明示することは現実的ではないように懸念しております。	様式16-10の概算事業費は名称に長寿命化と特記しているもの以外は全て更新（改築）の費用です。改築計画に挙げている設備は、事業者の判断で更新や長寿命化あるいは修繕に変更することは可能です。ただし、30年間支障なく機能を維持しさらに30年後に健全度2位以上を保つことが前提条件です。様式への記載方法としては長寿命化に変更した場合の提案書での明示は不要です。優先交渉権者となった際には速やかに費用の積み上げを明示していただきますようお願いいたします。修繕に関しても提案書での明示は不要です。長寿命化と同様に費用については優先交渉権者になった際に速やかに明示できるようにしていただきます。 提案により措置方法を変更するため、リスクは事業者側が負うということになります。予算が足りなくなったからといって、追加を求めるということとは不可ということにさせていただきたいと思います。
31	開示資料No.12	貴市公開の改築事業費リストの改築種別について							貴市が9月11日付で公開した改築事業費のリストに記載の各設備の改築費はすべて更新に伴う費用でしょうか。それとも長寿命化の費用も含まれているのでしょうか。改めて改築の種別に係る情報（更新か長寿命化の別）についてご教示頂けますでしょうか。	No.30と同様、名称に長寿命化と特記しているもの以外は全て更新（改築）の費用です。 追加の対話（応募者） 第1回目の対話で改築費が30年の事業期間内に不足してしまうかもしれないという懸念に対しては、要求水準の緩和等の措置を取ることを議事録で残すこととなりましたが、No.1回答後段の「予算の中で対応すること」に関しても別途協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 (宇部市) ご理解の通りです。30年間の上限額を決めていますが、物価上昇等で予算内に収まるということとはなかなか難しいのではないかと考えており、そのような場合には上限額超過することの理由を明確にすることを条件に協議に応じます。
32	開示資料No.11,14	発注予定工事資産リスト							念のための確認ですが、資産リストにおける取得年度が2026年及び2027年となっている設備は、当該年度までに全て貴市にて更新を実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。	資産リストにおいて2025～2027年度取得になっている設備であっても、事業開始までに市が実施する設備と事業者が事業開始後に実施することを想定している設備の両方が含まれます。市が改築を予定している設備は開示資料のとおりですが、対象となる機器の明確化を図るために、更新対象を機器単位で後日提示します。

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（2回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
33	開示資料No.12	西部T改築事業費_見直し版xlsx							ファイル名「西部T改築事業費_見直し版」の金額は「標準的な仮設費は含む」と表記されております。 標準的な仮設費とは、設計書上の共通仮設費であり仮設機器等の積上仮設費（標準外）は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	標準的な仮設等は設計書上で率計上で含んでいます。 積み上げ仮設は含んでいません。
34	開示書類No.17	R6年度の当初調定額等を持ちいたSPC収入試算額							当該開示書類にはSPCの収入試算が記載されています。ここに記載の検針から入金までの期間を基に収支計画上の債権回転期間を設定します。ここでの確認としては、検針日を基準にして約7カ月先まで最終入金を待つ形になると理解しましたが、事業終了後の未入金の債権の回収方法、つまりは貴市から運営権者に支払われる利用料金のスケジュールも当該資料と同じように時間差があるということでしょうか。事業終了後は例外的な利用料金支払いがなされるのかご想定をご教示ください。	最終利用料金は5月検針(R38.5月)で確定します。最終利用料金が支払われてない場合は、停水の予告をすることにより、その4か月後(R38.9月)まで市が徴収を実施する想定です。その後の未入金の債権の回収方法は協議により決定することとします。
35	開示書類No.17	R6年度の当初調定額等を持ちいたSPC収入試算額							当該開示書類にはSPCの収入試算が記載されていますが、5月分の使用料を例とすると5月分使用料のうち約2%が6月、約88%が7月、約10%が8月以降にSPCに着金するという理解で良いでしょうか。 また、この入金間隔は、過去大きく変動していないとの理解で良いでしょうか。過去の入金が大きく変動している場合は、その内容がわかる資料を開示下さい。	前段はご理解の通りです。 また、令和6年度を収納状況を当てはめた場合でも、着金スケジュールは大きく変わりません。
36	第1回競争的対話議事録	競争的対話(1回目)に関する議題への回答No.55について							第1回競争的対話の議事録で「第2ポンプ棟の廃止に伴い、西部浄化センター内に洗砂設備の再構築を予定しています。」とご回答を頂きました。これに関し、改めて沈砂処理受入条件をご教示ください。 (例：洗浄水は砂ろ過水、強熱減量〇%以下、次亜塩注入率〇%等)	処分先の受入条件としては以下です。 含水率85%以下、熱灼減量15%以下、ノルマルヘキサン1%以下、PH5.8～8.6
37	第1回競争的対話議題案	競争的対話(1回目)に関する議題への回答 ※1回目の議題は非公表							第1回競争的対話では当コンソーシアムにて検討しているシステムを本事業で附帯事業として実施する際は客観的な理由（B/Cおよび交付金要綱に準ずるか）をご確認されてその適否を判断されたとご回答いただきました。また、事業者側の省力化につながるものについて任意事業になり得る旨のご回答を頂きました。 念のため、上記のようなシステムの導入提案をする際は附帯事業もしくは任意事業と明記もしくは対象様式に記載しないと提案評価されないとの理解でよろしいでしょうか。追加質問として、義務事業の維持管理に関する業務上で運営権者が自らの経費を用いて効率化を図ったり人的管理の代替手法等に関連するツールについては、DXや運転維持管理に関する提案様式への記載を求めるものであるかについてご教示願います。	基本的に市側が費用を準備する附帯事業や運営権者が収益を獲得して独立採算で行う任意事業はその種別が明確に分かるように明示を求め、所定の提案様式（様式16-13、16-14）への記載を求めます。ただし、運営権者が自らの経費（設備投資含む）にて提案する効率化に資するツールについては提案様式16-7DX等技術活用や様式16-9運転・維持管理・保守点検への記載を求めます。